

千葉県報

定例
令和4年3月15日

主要目次

- 企業局管理規程
千葉県企業局庁舎管理規程の一部を改正する管理規程
一
- 令和二年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領
生活保護法等に基づく指定介護機関の主たる事務所の所在地の変更(二件)
一
- 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定
三
- 家畜の伝染病予防検査の実施
三
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間(二件)
三
- 国土調査の成果の認証(三件)
四
- 道路区域の変更(三件)
五
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
六
- 公安委員会告示
七
- 警備員指導教育責任者講習の実施
七
- 特定調達公告
八
- 落札者等の公告(三件)
八
- 正誤
九
- 令和三年三月十二日付け県報第一三六一四号中
九

企業局管理規程

千葉県企業局庁舎管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和四年三月十五日

千葉県企業局長 田中 剛

千葉県企業局管理規程第一号
千葉県企業局庁舎管理規程の一部を改正する管理規程
千葉県企業局庁舎管理規程(平成二十年千葉県水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「」を「」に改め、「④」を削り、同様式の注を削る。

附則
この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

告示

千葉県告示第百二十三号
令和三年十二月定例県議会の議決を基に令和二年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を、その認定に関する議会の議決及び監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。
令和四年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 決算の認定に関する議会の議決 認定
二 決算の要領及び監査委員の意見 別冊のとおり

千葉県告示第百二十四号
生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百四号)による改正前の生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十條の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。
令和四年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地		指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
	変更前	変更後				
有限会社アルファメディカ	松戸市本町一五	松戸市西馬橋蔵元	有限会社アルファメディカ	松戸市西馬橋蔵元	福祉用具貸与	平成二十四年一月十一日
有限会社アルファメディカ	松戸市本町一五	松戸市西馬橋蔵元	有限会社アルファメディカ	松戸市西馬橋蔵元	特定福祉用具販売	〃

による家きんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査並びに蜜蜂の腐蛆病検査を次のとおり実施する。

令和四年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 実施の目的
 - 1 牛及び水牛のブルセラ症、結核、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、豚のオーエスキーク病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢、豚及びいのししの豚熱、鶏の鳥マイコプラズマ症並びに蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため
 - 2 牛及び水牛の流行性脳炎、ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱、豚及びいのししのアフリカ豚熱、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに鶏のサルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ症の発生予防のため
- 二 実施する区域

県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 実施区域内で飼育している牛、水牛、めん羊、山羊、豚、いのしし又は蜜蜂で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - 2 実施区域内で飼育している鶏で種卵採取を目的とするもの及び実施区域内で飼育している家きんで各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - 3 実施区域内で死亡した牛又は水牛の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - 4 実施区域内で月齢又は推定月齢が満十八日以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日
- 五 検査の方法
 - 1 牛及び水牛のブルセラ症検査にあつては、血清学的検査(急速凝集反応法及び酵素免疫測定法)、剖検、病理組織検査、細菌検査、疫学的検査、臨床検査その他必要と認める検査
 - 2 牛及び水牛の結核検査にあつては、ツベルクリン検査、剖検、病理組織検査、細菌検査、組織検体の遺伝子学的検査、疫学的検査、臨床検査その他必要と認める検査
 - 3 牛及び水牛のヨーネ病検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、遺伝子学的検査、ヨーネン検査、血清学的検査(補体結合反応)、疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査

- 4 牛及び水牛の流行性脳炎検査、ブルータング検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査にあつては、血清学的検査(中和試験)、疫学的検査及び臨床検査
 - 5 牛及び水牛の牛ウイルス性下痢検査にあつては、血清学的検査(酵素免疫測定法及び中和試験)、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
 - 6 牛及び水牛の牛伝染性リンパ腫検査にあつては、疫学的検査、臨床検査、剖検、血液学的検査、血清学的検査(酵素免疫測定法)、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査及び病理組織検査
 - 7 牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては、疫学的検査及び臨床検査
 - 8 豚のオーエスキーク病検査にあつては、血清学的検査(酵素免疫測定法、ラテックス凝集反応、中和試験及び抗体識別酵素免疫測定法)、疫学的検査及び臨床検査
 - 9 豚の豚繁殖・呼吸障害症候群検査にあつては、血清学的検査(間接蛍光抗体法及び酵素免疫測定法)、疫学的検査及び臨床検査
 - 10 豚の豚流行性下痢検査にあつては、血清学的検査(中和試験)、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
 - 11 豚及びいのししの豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、血清学的検査(酵素免疫測定法及び中和試験)、血液学的検査、疫学的検査及び臨床検査
 - 12 豚及びいのししのアフリカ豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、血液学的検査、疫学的検査及び臨床検査
 - 13 家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査にあつては、血清学的検査(酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応及び赤血球凝集抑制反応)、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、疫学的検査及び臨床検査
 - 14 鶏のサルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査にあつては、血清学的検査(凝集反応)
 - 15 蜜蜂の腐蛆病検査にあつては、細菌学的検査(細菌培養及び脱脂乳による試験)、遺伝子学的検査及び臨床検査(肉眼的検査)
 - 16 牛及び水牛の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、酵素免疫測定法、ウエスタン・プロット法及び免疫組織化学的検査
 - 17 めん羊及び山羊の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、ウエスタン・プロット法及び免疫組織化学的検査
- 千葉県告示第百二十八号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を

申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和四年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

- 1 漁業種類
手繰第三種漁業
- 2 船舶の総トン数
十五トン未満
- 3 推進機関の馬力数
八十キロワット(二十五馬力)以下
- 4 漁業時期
周年
- 5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	共同漁業権共第二号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	漁業を営む者の資格	共同漁業権共第二号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	二隻
操業区域	共同漁業権共第三号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	漁業を営む者の資格	共同漁業権共第三号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	八隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和四年三月十六日から四月十五日まで

千葉県告示第百二十九号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、かこ漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
 令和四年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

- 1 漁業種類
えびかこ漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一隻
- 3 船舶の総トン数
十トン以下
- 4 推進機関の馬力数
定めなし
- 5 操業区域
富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点南十八号)二百六十九度(真方位による。)の線から館山市洲崎灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線に至る間の千葉県海面。ただし、漁業権漁場を除く。
- 6 漁業時期
周年
- 7 漁業を営む者の資格
操業区域に接する地域に住居を有する者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和四年三月十六日から四月十五日まで

千葉県告示第百三十号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和四年三月十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。
 令和四年三月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
南房総市	平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日まで及び令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	南房総市(岩糸及び沓見の各一部)の地籍図及び地籍簿	南房総市岩糸及び沓見の各一部の区域

千葉県告示第百三十一号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和四年三月十五日次のとおり国土調査の成果を認証した。
 令和四年三月十五日